

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定）  
 主要な取組  
 （平成27年12月8日現在）

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 . . . . . P. 5
- サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底〈警察庁〉
  - 「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」の制定〈警察庁〉
  - サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉
  - 「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」の策定〈内閣官房〉
  - 各府省庁対抗インシデント・ハンドリング戦技競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN) 〈内閣官房・総務省〉
  - 「サイバーセキュリティ戦略」の策定〈内閣官房〉
  - サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化〈内閣官房〉
  - サイバー情報収集装置の整備等〈防衛省〉
  - コンピュータ・ウイルス対策の推進〈警察庁〉
  - 不正アクセス対策の推進〈警察庁・総務省〉
  - 日本版NCFTAの創設〈警察庁〉
  - 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施〈総務省〉
  - 国際連携による研究開発等の推進〈総務省〉
  - 違法情報・有害情報対策の推進〈警察庁・総務省〉
  - 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉
  - 通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討〈警察庁・総務省〉
  - スマートフォンの安全利用のための環境整備〈内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省〉
- 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等 . . . P. 8
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉
  - 伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉
  - 原子力発電所等に対するテロ対策の強化〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉
  - 個人の信頼性確認制度の導入に係る検討〈原子力規制庁〉
  - 事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組〈原子力規制庁〉
  - 放射性同位元素のセキュリティに関する取組〈原子力規制庁〉
  - 国民保護共同訓練の充実強化〈内閣官房・警察庁・総務省・防衛省〉

- 乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化〈法務省・財務省〉
- FATF 勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
- 「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報収集・集約幹事会」及び「国際テロ情報集約室」の新設並びに在外公館担当官の増員〈内閣官房・外務省〉
- 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉
- 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化〈警察庁・外務省・防衛省〉
- TRT-2 の充実強化〈警察庁・外務省〉
- カウンターインテリジェンス機能の強化〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉
- 特定秘密の保護に関する法律の的確な運用の確保〈内閣官房〉
- 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進〈外務省〉
- 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制庁〉
- 在外邦人保護のための情報共有体制の整備〈外務省〉
- 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結〈警察庁・法務省・外務省〉
- 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 . . . . . P. 13

- 高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化〈法務省〉
- 少年非行対策の推進〈警察庁〉
- 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化〈法務省〉
- 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進〈法務省〉
- 就労支援の推進〈法務省・厚生労働省〉
- 協力雇用主等に対する支援の推進〈法務省〉
- 保護司制度の基盤強化〈法務省〉
- 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進〈内閣官房・法務省〉

4 社会を脅かす組織犯罪への対処 . . . . . P. 14

- 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進〈警察庁〉
- 復旧・復興事業における暴力団排除の推進〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉
- 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底〈内閣府・経済産業省・国土交通省〉
- 産業廃棄物処理業界からの暴力団排除〈環境省〉
- 民間取引等からの暴力団排除の推進〈金融庁〉
- 適格都道府県センターの認定〈警察庁〉
- 薬物乱用防止対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

- 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
- 社会悪物品等の密輸の水際阻止の強化〈財務省〉
- 銃器対策の推進〈警察庁・法務省・総務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・農林水産省・環境省・外務省〉
- 人身取引対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
- 諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施〈警察庁・法務省・外務省〉
- 国際組織犯罪対策の推進〈警察庁・法務省・海上保安庁・外務省〉
  
- 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶〈環境省〉
- 文化財の不法な輸出入等の規制等〈文部科学省〉
  
- 5 活力ある社会を支える安全、安心の確保 . . . . . P. 17
  - 児童ポルノ排除総合対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉
  - 学校安全教室の推進〈文部科学省〉
  - 学校・家庭・地域の連携協力推進事業〈文部科学省〉
  - ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進〈内閣府・警察庁〉
  - 女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施〈内閣府〉
  - 性犯罪被害者等に対する支援〈内閣府〉
  - いじめ問題への対応の強化〈文部科学省〉
  - 生活経済事犯や特殊詐欺に悪用される犯罪インフラ対策の推進〈警察庁〉
  - 模倣品・海賊版対策の強化〈内閣官房・外務省・経済産業省〉
  - 悪質商法等に対する厳正な処分の実現〈消費者庁〉
  - 悪質商法等による消費者被害の防止〈消費者庁〉
  - 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化〈消費者庁〉
  - 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進〈内閣府〉
  
- 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 . . . . . P. 20
  - 水際対策の推進〈法務省・警察庁・海上保安庁〉
  - 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進〈法務省〉
  
- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 . . . . . P. 20
  - 地方警察官の増員等の人的基盤の強化〈警察庁〉
  - 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化〈法務省・公安調査庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁〉
  - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備〈警察庁・海上保安庁〉
  - 重要無線通信妨害対策の推進〈総務省〉
  - 死因究明体制の強化〈内閣府〉

- 客観的な証拠収集方法の整備 〈警察庁・法務省〉
- 携帯電話の GPS 位置情報に係る捜査の実効性の確保 〈警察庁・総務省〉

## 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

### 【サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底】〈警察庁〉

平成 26 年 4 月、警察におけるサイバーセキュリティ対策の司令塔機能を強化するため、警察庁に専任の長官官房審議官（サイバーセキュリティ担当）を設置するとともに、長官官房参事官（サイバーセキュリティ担当）を新設した。同年中には、インターネットバンキングに係る不正送金事犯を 115 事件、233 人検挙した。（1－(1)－②）

### 【「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」の制定】〈警察庁〉

平成 27 年 9 月、警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を構築し、社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、これらの脅威に先制的かつ能動的に対処するため、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」を制定し、公表した。（1－(1)－②）

### 【サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上】〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉

総務省においては、平成 25 年度より、官公庁及び大企業の LAN 環境を模擬した実証環境を用いて、標的型攻撃の解析及び防御モデルの実証実験を実施している。また、官公庁、民間企業等を対象にした実践的な防御演習を同年度に引き続き実施しており、26 年度は計 7 回、約 60 組織以上から 200 名の参加の下で実施した。27 年度においても、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象に、引き続き実践的な防御演習を開催している。

また、26 年 3 月、我が国に対するサイバー攻撃がより複雑かつ巧妙化しつつある状況を踏まえ、複数の政府機関を同時に狙うサイバー攻撃が発生した際の対処について、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC、現・内閣サイバーセキュリティセンター）及び各府省庁、重要インフラ事業者等との間の情報収集・共有訓練、並びに「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）要員による緊急対処訓練を組み合わせて実施し、関係者間の連携習熟を図った。（1－(1)－④）

### 【「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」の策定】〈内閣官房〉

平成 26 年 11 月、サイバーセキュリティ基本法の成立を踏まえ、情報セキュリティ政策会議を開催し、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）の法制化や、「GSOC」（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）機能の強化等を主な内容とする「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」を決定した。本取組方針に基づき、基本法が完全施行された 27 年 1 月 9 日、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置するとともに、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンターを設置し、サイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。（1－(1)－④）

### 【各府省庁対抗インシデント・ハンドリング戦技競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN)】〈内閣官房・総務省〉

平成 27 年 3 月、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省の共催により、各府省庁対抗インシデント・ハンドリング戦技競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN)を実施し、政府機関におけるサイバー攻撃対処能力の向上を図った。（1－(1)－④）

【「サイバーセキュリティ戦略」の策定】〈内閣官房〉

平成 27 年 9 月、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画である「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定した。  
(1-(1)-④)

【サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の収集・集約・分析に係る取組を強化するとともに、分析結果の共有を図っている。(1-(1)-⑤)

【サイバー情報収集装置の整備等】〈防衛省〉

サイバー空間における脅威が複雑化・巧妙化している状況の中、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資する情報収集装置を整備するとともに、サイバー防護分析装置の換装に向けて、防衛省に対するサイバー攻撃への対処を統合的に実施するための取組を推進している。(1-(1)-⑤)

【コンピュータ・ウイルス対策の推進】〈警察庁〉

「不正プログラム対策協議会」の枠組みを利用するなどして、捜査の過程で把握した新たな不正プログラムや不正接続先アドレスをウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトで不正プログラム等を検知するための措置を促すなど、情報セキュリティ関連事業者との連携を強化し、サイバー犯罪抑止のための取組を推進している。(1-(1)-⑥)

【不正アクセス対策の推進】〈警察庁・総務省〉

米国連邦捜査局（FBI）及び欧州刑事警察機構（ユーロポール）等と連携し、インターネットバンキングに係る不正送金事犯で使用しているとみられる不正プログラムのネットワークを崩壊させるための対策を実施し、米国において収集された感染端末情報に基づき、関係省庁・団体が連携して、通信事業者等を通じ、国内の感染端末利用者に対して不正プログラムの駆除等に関する注意喚起を行うなど、感染端末を減少させる取組を推進している。(1-(1)-⑦)

【日本版 NCFTA の創設】〈警察庁〉

平成 26 年 11 月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、サイバー空間全体を俯瞰した上で、サイバー空間の脅威の大本を特定、軽減及び無効化し、以後の事案発生の防止に資するための活動を行うことを目的とする日本版 NCFTA として、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が業務を開始した。これを踏まえ、警察では、同センターの活動に貢献し、同時に、同センターにおいて共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することにより、安全・安心なサイバー空間の構築に向けた取組を加速させていくこととしている。(1-(2)-②)

【官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施】〈総務省〉

平成 25 年度より、「ACTIVE」（Advanced Cyber Threats response Initiative）を実施し、マルウェアに感染したユーザを検知し、その駆除を促すとともに、マルウェアを配布するサイトへの

アクセスに対する注意喚起等を行う実証実験をインターネットサービスプロバイダ（ISP）等と連携して行っている。（1－(2)－③）

【国際連携による研究開発等の推進】〈総務省〉

平成 23 年度より、サイバー攻撃の予兆を検知し即応するための技術の研究開発及び実証実験を実施している。特に ASEAN 諸国とは、25 年 9 月以降、同月開催した「日・ASEAN サイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議」の成果である技術協力プロジェクトである「JASPER」（Japan-ASEAN Security PartnERship）の一環として、連携を推進している。（1－(2)－⑤）

【違法情報・有害情報対策の推進】〈警察庁・総務省〉

平成 26 年 3 月、インターネット・ホットラインセンターから、インターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者が契約上の規約等に基づいて、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るといふ対策を実施した。

また、26 年度において、事業者団体による、医薬品医療機器等法の改正を踏まえた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂を支援した。さらに、事業者団体等による、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の成立を踏まえた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改訂を支援した。（1－(3)－①）

【青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進】〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）」に基づき、関係府省庁が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援等の関連施策を着実に推進する。（1－(3)－③）

【通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討】〈警察庁・総務省〉

警察庁と総務省で情報交換を含め、協議を行うとともに、総務省の研究会において検討を行い、ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行った。（1－(4)－①）

【スマートフォンの安全利用のための環境整備】〈内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省〉

「SPI」（スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ）（平成 24 年 8 月）及び SPI II（25 年 9 月）を踏まえ、アプリケーション等における利用者情報が適切に取り扱われる安全・安心な利用環境の実現を目指すため、25 年 12 月から、有識者から構成されるタスクフォースにおいて、プライバシーポリシーの作成・掲載の推進方法、アプリケーションの第三者検証の技術的課題等について検討し、26 年 3 月に、利用者情報の取扱いの現況等に関する調査報告書を取りまとめた（スマートフォン プライバシー アウトルック：SPO）。なお、第三者検証については、27 年 2 月に小規

模フィールドでの実証実験を実施し、その結果を SP0 IIにて取りまとめ、同年 4 月に公表した。27 年度からは大規模フィールドでの実証を予定している。(1-(4)-②)

## 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

【2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉

平成 26 年 10 月、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議の下に「セキュリティ幹事会」を設置し、第 1 回会合において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を国際オリンピック委員会に登録することを決定するとともに、テロ対策、サイバーセキュリティ対策の円滑な準備に向けて「テロ対策ワーキングチーム」、「サイバーセキュリティワーキングチーム」を設置し、オリパラ東京大会のテロ対策、サイバーセキュリティ対策に向けた検討を開始した。また、27 年 11 月、オリパラ東京大会のセキュリティの万全と安全安心の確保を含む大会関連施策の方向を示した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。

内閣に設置した国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の下、情報収集・共有の強化を含め、オリパラ東京大会を見据えた各種テロ対策を推進しているところ、同本部において、27 年 5 月に「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」を、同年 12 月に「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等を決定した。

また、26 年 1 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ東京大会」という。）の開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策を検討し、その推進を図るため、警察庁に警備局長を長とする「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置した。

同年 4 月、開催自治体である東京都や東京消防庁等の関係機関との連携を強化し、テロ対策に万全を期すため、消防庁に消防庁長官を本部長とする「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等消防庁準備本部」を設置した。従来より、緊急消防援助隊に NBC 災害対策車両・資機材を配備し、その機能拡大を図ってきており、国民保護法においてテロ等が発生した場合に避難住民の誘導等を行うこととされている消防団についても、25 年 12 月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、加入を促進し、処遇を改善するとともに、装備・訓練を充実強化している。このほか、「Jアラート」により緊急情報をリアルタイムで確実に提供できる体制の充実強化に取り組んでいる。さらに、27 年 3 月には、オリパラ東京大会等の大規模イベントの開催に向け、消防機関等が今後、取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめた。

さらに、法務省においては、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する法務省連絡会議」を設置していたところ、26 年 1 月、入国管理局内に「大会開催準備本部」を設置するなどし、同大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を進めている。そのほか、入国審査体制の強化に向け、26 年度及び 27 年度において、出入国審査業務の充実、強化等に要する増員及び経費を措置した。また、公安調査庁においては、テロ等を未然に防止し、安全かつ円滑な開催を図るため、25 年 9 月、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置し、情報収集・分析の強化を進めている。

また、財務省においては、2020 年東京オリパラ東京大会を見据えて、銃砲、爆発物等の国内への密輸入の阻止を目的とし、税関業務全般にわたって不審貨物等に対する監視取締りの強化を進めて



いる。加えて、26年4月、会場の大部分が臨海部であることを踏まえ、海上警備等の準備作業を的確に推進するため、海上保安庁に海上保安庁長官を本部長とする「大会準備本部」を設置した。

(2-(1)-①・②)

【伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進】〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉

平成27年7月、伊勢志摩サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「伊勢志摩サミット準備会議」の下に、内閣危機管理監を座長とする「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」を設置した。

また、同月、同警備対策部会第1回会合を開催し、同部会の下に、警備対策及びサイバーセキュリティの2つのワーキングチームを設置し、それぞれ具体的な対策の検討を行っていくことを決定したほか、関係府省庁におけるサミット開催に向けた準備状況を確認した。

さらに、同年9月、同警備対策部会第2回会合を開催し、全ての関係府省庁が緊密に連携を図り、政府一丸となって総合的・一体的な警備対策を実施する目的で「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を策定し、同月開催された「伊勢志摩サミット準備会議」に報告した。

なお、内閣に設置した国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の下、各種テロ対策を推進しているところ、同年12月、伊勢志摩サミット等を見据え、同本部において「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」を決定した。(2-(1)-①・②)

【原子力発電所等に対するテロ対策の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉

警察では、全国の原子力関連施設に、サブマシンガンやライフル銃、防弾仕様の警備車を備えた「銃器対策部隊」を配置し、24時間体制での警戒警備を実施している。また、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員及び海上保安庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施して事業者による防護体制の強化を促進している。

また、海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船を常時配備するとともに、必要に応じて航空機により監視警戒を実施している。

さらに、警察機関と自衛隊との間で共同訓練を実施している。

加えて、原子力規制庁では、原子炉等規制法に基づき、事業者に対し種々の防護措置を求めており、加えて、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故以降は、その教訓を踏まえ、建屋の外にある重要な設備等の防護措置を求めるとともに、防護措置を国際的水準に引き上げるため、IAEA(国際原子力機関)の核物質防護に関する勧告文書(INFCIRC/225/Rev5)を踏まえた防護措置の強化を行っている。(2-(2)-①)

【個人の信頼性確認制度の導入に係る検討】〈原子力規制庁〉

個人の信頼性確認制度の導入に関しては、原子力規制委員会において、「核セキュリティに関する検討会」を開催し、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめた。そして、平成27年10月、原子力規制委員会として、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることを決定した。(2-(2)-①)

【事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組】〈原子力規制庁〉

事業者の幹部職員に対し、近年の IAEA における核セキュリティ文化の醸成に向けた取組状況や関係各国における取組事例等を紹介するとともに、我が国における核物質防護の問題事例について、直接情報提供を行ったほか、幹部職員から取組状況の聴取を行った。今後、事業者における核セキュリティ文化醸成に係る取組等を、核物質防護検査により確認していく。(2-(2)-①)

【放射性同位元素のセキュリティに関する取組】〈原子力規制庁〉

放射性同位元素のセキュリティに関しては、原子力規制委員会において、「核セキュリティに関する検討会」を開催し、セキュリティ措置を検討していくために必要な放射性同位元素のセキュリティに係る論点を取りまとめた。今後はセキュリティの制度の方向性について検討していく。(2-(2)-①)

【国民保護共同訓練の充実強化】〈内閣官房・警察庁・総務省・防衛省〉

地方公共団体等の対処能力の強化のため、緊急対処事態を想定した国民保護共同訓練を平成 26 年度中に 13 回実施・参画した。また、27 年度中に 18 都道府県で実施する予定であり、今後は共同訓練実施回数を段階的に増加することを検討している。(2-(2)-③)

【乗客予約記録 (PNR) の取得・活用の強化】〈法務省・財務省〉

テロリスト等の入国阻止、またはテロ関連物資等の流入阻止等のため、航空会社から乗客予約記録 (PNR) を取得している。さらに、NACCS (輸出・港湾関連情報処理システム) を経由した電子的な PNR について、財務省税関では平成 27 年 7 月よりシステム整備が完了した航空会社から順次、取得を開始し、法務省入国管理局では 28 年 1 月から取得することとしている。引き続き関係省庁と連携し、航空会社からの全ての旅客の PNR の電子的取得を推進していく。

また、財務省税関では 27 年 7 月より「情報センター」において電子的な PNR の一元的な分析・活用等を開始し、法務省入国管理局では PNR を含めた出入国管理に係る情報収集・分析機能を強化するため、同年 10 月に「出入国管理インテリジェンス・センター」を開設した。(2-(3)-①)

【FATF 勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化】〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

FATF (マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合) 第三次審査で指摘された事項に対応するために、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を第 183 回国会へ提出し、さらに、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案」を第 187 回国会へ提出し、これらの法律は、平成 26 年 11 月、成立した。また、上記改正犯罪収益移転防止法の施行に伴う改正に加え、FATF の指摘事項に対応するため、27 年 9 月、犯罪収益移転防止法施行令及び同法施行規則を改正した。(2-(4)-④、4-(2)-②)

【「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報収集・集約幹事会」及び「国際テロ情報集約室」の新設並びに在外公館担当官の増員】〈内閣官房・外務省〉

官邸を司令塔として、政府が一丸となって情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する取組を推進するため、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」

の下に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」を新設するとともに、拠点となる在外公館に国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を配置する。(2—(1)—②、2—(5)—①、2—(5)—③、2—(6)—③)

【情報コミュニティ間における情報共有体制の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉

平成 26 年 1 月に国家安全保障局長を内閣情報会議と合同情報会議の構成員に加えた。27 年 1 月及び 7 月に定例の内閣情報会議を開催した。(2—(5)—①・③、2—(6)—③)

【在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化】〈警察庁・外務省・防衛省〉

在外公館における軍や治安・情報機関からの情報収集活動を強化するため、平成 26 年度以降に、アフリカ地域を始めとする国に警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官を新規派遣等している。同年度において、在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、アフリカ地域に関する情報収集能力の向上を図るため、我が国にとって有益な情報が入手可能なアフリカ地域 7 カ国（アルジェリア、エチオピア、ケニア、ジブチ、ナイジェリア、南アフリカ、モロッコ）へ防衛駐在官を新規派遣したほか、当該地域と密接な関係を有する欧州地域 3 カ国（英国、ドイツ、フランス）へ追加派遣する措置を講じた。また、27 年度にはポーランドへの再派遣並びにインド及び豪州への追加派遣をすることとしたほか、シリアでの邦人殺害テロ事件を受け、中東地域における情報収集強化のため、在レバノン防衛駐在官にヨルダンを、在クウェート防衛駐在官にイラクを、兼轄させる等の措置を講じた。(2—(5)—②)

【TRT-2 の充実強化】〈警察庁・外務省〉

平成 26 年度において、警察庁で、「TRT-2」（国際テロリズム緊急展開班）について、外事特殊事案対策官の新設及び TRT-2 の事態対処能力向上のための増員の措置を行ったほか、TRT-2 要員全員に対する数次旅券の発給、各都道府県警察の職員から指定された要員を集めた図上訓練、TRT-2 の活動に用いる装備資機材の充実のための予算措置、派遣地域の言語や情勢に応じた要員の確保、養成等の取組を推進し、TRT-2 の事態対処能力の向上を図っている。(2—(5)—④)

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・宮内庁・公正取引委員会・警察庁・特定個人情報保護委員会・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・消防庁・法務省・公安審査委員会・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・原子力規制庁・防衛省・防衛装備庁〉

カウンターインテリジェンス機能の強化のため、「カウンターインテリジェンス推進会議」を通じて関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進を図っているほか、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。(2—(5)—⑤)

【特定秘密の保護に関する法律の的確な運用の確保】〈内閣官房〉

平成 26 年 12 月 10 日に施行された特定秘密の保護に関する法律や特定秘密の保護に関する法律施行令、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準

(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定)等に基づき、各府省庁において、特定秘密の保護のための措置が的確に実施されるよう、内閣官房内閣情報調査室が特定秘密の保護に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行っている。(2-(5)-⑤)

#### 【国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進】〈外務省〉

国際連合、GCTF(グローバル・テロ対策フォーラム)、暴力的過激主義対策サミット、G7/G8等の多国間枠組みや、日ASEAN、ARF(ASEAN地域フォーラム)等の地域フォーラム、二国間のテロ対策協議等を活用し、国際的なテロ撲滅のための取組に参加・貢献している。

また、ODAを戦略的に活用するなどして、途上国へのテロ対処能力向上支援を積極的に行っており、出入国管理、航空保安及び海上・港湾保安、税関協力、テロ資金対策、CBRN(化学・生物・放射性物質・核)テロ対策、テロ防止関連諸条約締結促進等幅広い分野で、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与等の各種支援を実施している。(2-(6)-①)

#### 【大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制庁〉

平成 26 年 3 月、安倍総理はオランダ王国(ハーグ)において行われた「核セキュリティ・サミット」(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国を含む 53 か国 4 機関が出席)に出席し、核物質の最小化と適正管理をはじめとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。

また、同年 6 月、我が国は、「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を IAEA 事務局長に寄託した。(2-(6)-①、2-(7)-①)

#### 【在外邦人保護のための情報共有体制の整備】〈外務省〉

シリアにおける邦人殺害テロ事件等を踏まえ、平成 27 年 5 月、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」により、今後の海外邦人の安全対策に取り組むに当たっての基本認識や具体的な施策についての提案を盛り込んだ「提言」を公表した。

同提言を踏まえ、わかりやすい情報発信のあり方について検討した結果、①「渡航情報」の名称を「海外安全情報」へ改称する、②危険情報について、カテゴリーの表記と説明を、よりわかりやすくする、③感染症危険情報についても危険情報と同様 4 段階のカテゴリーを使用して発出する、以上の 3 点につき同年 9 月に変更した。

また、治安・テロ情勢や安全対策に関する官民間の双方向での情報共有及び危機管理意識の醸成を図るため、25 年 12 月から 27 年 12 月までの間に、外務本省においては「海外安全官民協力会議」を 10 回、在外公館においては「安全対策連絡協議会」を約 900 回、それぞれ開催した。

更に、海外進出企業・在留邦人の安全対策能力の向上を図るため、25 年 12 月から 27 年 10 月までの間に、国外ではアフリカ・中南米・中東・アジア・欧州・豪州地域において在外安全対策セミナーを 42 回開催(27 年度からは、子ども達を守るという観点から、在外安全対策セミナー開催地所在の日本人学校にて、日本人学校の安全対策評価を 9 校で実施した)、国内では大阪、名古屋、東京、仙台、福岡において海外安全対策に係るセミナーを 8 回開催した。更に、同期間中、緊急事態対応時における官・民の連携をより一層効果的なものとするため、テロ・誘拐等への対応に関するフィールド型訓練に官民合同で 3 回参加した。

引き続き、「提言」の実現に向け、予算要求など、各種調整等を行っている。(2-(6)-③)

【「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成 26 年 2 月、査証免除制度の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、両国国民の安全を強化するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、第 186 回国会へ提出し、同年 6 月に同協定の締結について承認を得た。

また、同協定を実施するための「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」を同国会へ提出し、同年 5 月に成立した。

同協定の早期発効に向けて、同協定の実施取決めの作成に係る米国との協議を実施している。(2-6)-④、4-(5)-④)

【拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉

平成 25 年 1 月に設置された、全閣僚から構成される「拉致問題対策本部」において、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進しており、引き続き、拉致問題解決のため、「対話と圧力」、「行動対行動」の基本方針の下、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しに向けて、全力を尽くしていく。(2-8)-①・②・③)

### 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

【高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化】〈法務省〉

矯正施設において、入所中から福祉の支援が必要な者の選定及びその者のニーズの把握を行い、福祉の申請手続等の援助を行うため、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、支援が必要な者が社会生活に適応するための働き掛けを行っているほか、地域生活定着支援センター等との積極的な連携により、高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等を、各矯正施設及び保護観察所において実施している。また、平成 26 年度以降、女子刑務所 7 庁をモデル施設に指定し、地域の外部専門家等と連携して女子受刑者処遇の充実を図る体制を整備している。(3-1)-①・③・④)

【少年非行対策の推進】〈警察庁〉

少年の健全な育成を図るためには、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化が必要であるため、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。(3-1)-②)

【薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化】〈法務省・厚生労働省〉

平成 25 年度から、法務大臣が指定した更生保護施設において、薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する専門スタッフを配置し、27 年度には配置施設を 10 施設から 15 施設に拡大した。

また、平成 26 年度からは、刑事施設における薬物依存離脱指導等の充実に向け、刑事施設において専門スタッフの配置時間を拡大するとともに、少年院の重点指導施設を 4 庁から 8 庁に拡大

し、うち4庁に新たに法務技官（心理専門職）を配置した。

さらに、27年度には、少年院の重点指導施設を8庁から11庁に拡大するとともに、法務技官（心理専門職）の配置を4庁から6庁に拡大した。また、27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、各都道府県を始めとする関係機関に発出した。（3-（1）-⑤）

#### 【行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進】〈法務省〉

平成26年度に続き、27年度において、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進を図った。（3-（2）-①）

#### 【就労支援の推進】〈法務省・厚生労働省〉

平成27年度に、刑事施設において、就労支援スタッフの勤務回数を増加させるとともに、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入、拡充等を行い、少年院においては、就労支援スタッフの配置拡大を行った。また、法務省と厚生労働省が連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しているほか、法務省においては、矯正施設在所中からの就職活動支援及び協力雇用主の拡充を行う「更生保護就労支援事業」を26年度から本格的に実施するとともに、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連携確保を行っている。（3-（2）-②）

#### 【協力雇用主等に対する支援の推進】〈法務省〉

平成27年度において、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行う協力雇用主に対して支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を創設した。また、法務省が行う一部の施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対しポイントを加算する措置を導入し、地方公共団体に対しても、同様の措置の導入について働き掛けを行っている。（3-（2）-③）

#### 【保護司制度の基盤強化】〈法務省〉

地域社会において再犯防止のために保護司が行っている処遇や犯罪予防活動、地域支援ネットワークの構築、広報啓発活動等を支援し、保護司の負担感を軽減するとともに、保護司を安定的に確保するため、保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を平成26年度に100か所、27年度に101か所増設し、同年、全国計446か所で運営するための経費（842百万円）を措置した。

また、26年6月には、保護司活動について地方公共団体からの一層の理解・協力を得るため、各都道府県及び各市町村長に対し、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名による依頼文書を発出した。（3-（4）-①）

#### 【再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進】〈内閣官房・法務省〉

平成26年12月16日、犯罪対策閣僚会議において、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会に向けて国民とともに取り組むべく、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。（3-（6）-②）

## 4 社会を脅かす組織犯罪への対処

#### 【暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進】〈警察庁〉

平成 25 年 3 月に各都道府県警察に対して通達を発出し、関東連合 OB グループ、チャイニーズドラゴン等の準暴力団や今後準暴力団に該当する可能性のある集団について実態解明及び取締りを推進している。(4-(1)-②)

**【復旧・復興事業における暴力団排除の推進】**〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉

東日本大震災からの復旧・復興事業から暴力団を排除するため、平成 26 年 3 月までに、岩手県、宮城県及び福島県の被災 3 県において、県又は市町村単位で各県警察等を事務局とした暴力団排除のための協議会を設立し、関係機関との連携を図っている。(4-(1)-④)

**【各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底】**〈内閣府・経済産業省・国土交通省〉

「建設業法等の一部を改正する法律」において、建設業許可等に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合の公共発注者から許可行政庁への通報を義務付けることとされ、また、「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」において、宅地建物取引業免許等に係る暴力団排除条項が規定され、いずれも平成 27 年 4 月 1 日に施行された。また、同年 6 月、採石業者及び砂利採取業者の登録拒否の要件等に暴力団員等を追加するなどの改正等を含む「第 5 次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」が成立した。(4-(1)-④)

**【産業廃棄物処理業界からの暴力団排除】**〈環境省〉

環境省では、産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を平成 21 年度から開催しており、27 年度に、全国で 3 回実施した。(4-(1)-④)

**【民間取引等からの暴力団排除の推進】**〈金融庁〉

金融庁では、平成 26 年 6 月に改正を行った監督指針等に基づき、金融機関に対して、グループ内や業界団体間での反社データベースの共有、暴力団排除条項の導入の徹底や適切な事前審査の実施（入口）、事後チェックと内部管理（中間管理）、反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備を求めるなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進している。(4-(1)-⑤)

**【適格都道府県センターの認定】**〈警察庁〉

平成 24 年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、26 年 7 月に新たに 13 道県の都道府県センターを適格都道府県センターとして認定し、全ての都道府県センターが認定を受けた。(4-(1)-⑥)

**【薬物乱用防止対策の推進】**〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、啓発強化による薬物乱用の未然防止、再乱用防止の徹底、取締りの徹底及び監視指導の強化、水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進等に取り組んでいる。(4-(3)-①)

【危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、危険ドラッグの実態把握の徹底と啓発強化、指定薬物の迅速な指定と取締りの徹底を行ったほか、危険ドラッグ販売店舗等に対する検査命令、販売等停止命令を行い、流通規制を推進した。

また、警察庁及び厚生労働省において、「脱法ドラッグ」に代わる呼称名の意見募集を行い、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示すため、平成26年7月、新呼称として「危険ドラッグ」を選定した。

さらに、同年11月に医薬品医療機器法を改正し、検査命令物品を告示して、その販売等を広域的に禁止するとともに、危険ドラッグ販売サイトについてプロバイダ業者に削除要請を行う等、容易に危険ドラッグを入手できる機会の減少に努めている。加えて、検査命令等の対象を「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」に拡大し、輸入された危険ドラッグに対しても検査命令を実施する等、関係機関が連携して水際対策を推進している。

また、医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物の不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、27年3月に関税法を改正し、指定薬物を、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関税法上重い罰則の対象とした。

また、26年度において、事業者団体による、医薬品医療機器法の改正を踏まえた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂を支援した。（4-（3）-③）

【社会悪物品等の密輸の水際阻止の強化】〈財務省〉

積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を平成26年3月より運用している。（4-（3）-④・4-（4）-②）

【銃器対策の推進】〈警察庁・法務省・総務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・農林水産省・環境省・外務省〉

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成27年度銃器対策推進計画」に基づき、国内に潜在する銃器の摘発、銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化、銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理、水際対策の的確な推進、国際協力の推進、国民の理解と協力の確保等諸対策を推進している。（4-（4）-①～⑤）

【人身取引対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

平成26年12月16日、第22回犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2014」が決定された。また、27年5月8日、内閣官房長官を議長とする「人身取引対策推進会議」第1回会合が開催され、同行動計画に基づき作成された年次報告「人身取引対策に関する取組について」が決定された。（4-（5）-②）



**【諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉**

平成26年1月、「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約」に署名し、同年6月に同条約の締結について国会の承認を得たところ、ブラジル側の国内手続が完了し、同条約が発効次第速やかに運用協議を行うこととしている。

また、27年1月、「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約」に署名し、同年3月、同条約を国会に提出した。

さらに、21年7月、タイとの間で受刑者移送条約に署名し、22年4月、同条約の締結について国会の承認を得ており、同条約は、同年8月に発効し、現在、同条約に基づき、タイとの間で受刑者移送手続を実施している。27年7月には、中国との間で受刑者移送条約の締結交渉第3回会合を実施した。

なお、刑事共助については、我が国は、これまで米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は刑事共助協定を締結し、これら条約等に基づいて共助を実施している。この他、犯罪人引渡しについては、我が国は、これまで米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結し、これらの条約に基づいて相互に引渡しを実施している。また、中国との間では同年6月に犯罪人引渡条約の締結交渉第2回会合を実施した。(4-(5)-⑤・⑥)

**【国際組織犯罪対策の推進】〈警察庁・法務省・海上保安庁・外務省〉**

海上保安庁においては、国際連携を強化し、国際組織犯罪対策を推進するため、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関との薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換を定期的実施しているほか、平成27年9月には、日本、ロシア、韓国、カナダ、アメリカ及び中国の6か国の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム長官級会合」に参加し、北太平洋地域における海外取締機関との連携を図っている。(4-(5)-⑦)

**【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規制内容等の周知を通じて、希少野生動植物種の違法取引を根絶するため、平成27年3月に一般向けのシンポジウムを開催する等、普及啓発の取組を行った。また、関係省庁等と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行った。(4-(6)-⑥)

**【文化財の不法な輸出入等の規制等】〈文部科学省〉**

平成27年3月、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律に基づき、文化財の不法な輸入・輸出及び所有権移転の防止に関する国民の理解を深めるため、空港利用者等向けに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」や同法の内容を解説したリーフレットを一部の税関に配付し、啓発を図った。(4-(6)-⑦)

**5 活力ある社会を支える安全、安心の確保**

**【児童ポルノ排除総合対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉**

犯罪対策閣僚会議において策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノ排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対

策、被害児童の早期発見・支援活動、取締りの強化、国際連携の強化等を推進している。(5-(1)-①)

**【学校安全教室の推進】〈文部科学省〉**

各都道府県において防犯教室の講師となる学校安全の指導的な役割を果たしている教職員や都道府県教育委員会の指導主事を対象とした学校安全に関する講習会の開催を支援している。(5-(1)-④・⑧・⑨)

**【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】〈文部科学省〉**

学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官OB等から成るスクールガード・リーダーによる学校安全ボランティアに対する警備ポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援等を推進している。(5-(1)-④)

**【ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進】〈内閣府・警察庁〉**

警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に的確に対処するため、警視庁及び各道府県警察本部において、所要の体制を構築し、的確な対応の徹底を図っている。また、内閣府と警察庁では、ストーカー対策の抜本的強化のため、ストーカー総合対策関係省庁会議を開催し、警察庁が開催した「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」が平成26年8月に取りまとめた報告書における提言を踏まえつつ、被害者支援の取組の在り方等について検討し、27年3月、「ストーカー総合対策」を取りまとめた。

また、内閣府では、配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルを設定し、発信地域の情報から最寄りの相談機関の窓口へ電話を自動転送するサービスを実施している。(5-(1)-⑤)

**【女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施】〈内閣府〉**

毎年11月12日から25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けて、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。運動期間の初日には、東京タワーをこの運動のイメージカラーであるパープルにライトアップし、全国各地の施設にもパープルライトアップを呼びかけている。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を実施するため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ者や予防啓発活動に関心のある学生等に対して研修を実施している。(5-(1)-⑤)

**【性犯罪被害者等に対する支援】〈内閣府〉**

平成27年度において、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業」に係る経費(100百万:前年比61百万増)を措置した。(5-(1)-⑤)

【いじめ問題への対応の強化】〈文部科学省〉

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを踏まえ、文部科学省では同年 10 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するとともに、法律及び基本方針の周知徹底を図っている。また、27 年度において、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応、教育相談体制の整備等を実現するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充等を内容とする「いじめ対策等総合推進事業」に係る経費（4,948 百万円：前年比 151 百万円増加）を措置し、地方自治体におけるいじめ問題等への対応を支援している。（5-（1）-①・③・⑦）

【生活経済事犯や特殊詐欺に悪用される犯罪インフラ対策の推進】〈警察庁〉

生活経済事犯や特殊詐欺において、犯罪の予防及び被害拡大防止のため、犯罪利用預貯金口座の凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話事業者に対する契約者確認の求め及びレンタル携帯電話事業者に対する犯罪に利用されたレンタル携帯電話についての解約要請、バーチャルオフィス事業者に対する犯罪に利用されたレンタルオフィス等の解約要請等の各種対策を推進している。（5-（2）-②、5-（3）-②・⑥）

【模倣品・海賊版対策の強化】〈内閣官房・外務省・経済産業省〉

平成 25 年 6 月に策定した「知的財産政策ビジョン」及びこれを踏まえた毎年度の行動計画である知的財産推進計画に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発や海外での取締り要請等、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。

また、中国に対しては、27 年 1 月の広州及び 11 月の北京への「知的財産保護官民合同訪中代表团（実務ミッション）」の派遣や、同年 5 月の北京における「日中知的財産権ワーキング・グループ」を通じて、現地当局に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関して幅広く意見交換を実施するなど、グローバルな知的財産権侵害対策を推進するため、二国間協議や経済連携協定交渉等の機会を活用して、知的財産権保護強化の働きかけを実施している。（5-（3）-①）

【悪質商法等に対する厳正な処分の実現】〈消費者庁〉

消費者庁においては、悪質商法等による消費者の財産被害事案について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づき事業者に対する勧告及び消費者に対する注意喚起を行っている。また、平成 27 年度も、特定商取引法について、権限委任を行い、かつ指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、27 年 3 月に閣議決定された「消費者基本計画」に基づき、引き続き、悪質事案に対して厳正に対処している。（5-（3）-②）

【悪質商法等による消費者被害の防止】〈消費者庁〉

高齢者における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、関係機関等と情報を共有しつつ、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織できること等を内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第 186 回通常国会に提出し、平成 26 年 6 月に成立・公布された。28 年 4 月 1 日の施行に向け、27 年 3 月 27 日に関係内閣府令及びガイドラインを公表するとともに、準備を進めている。（5-（3）-③）

【食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化】〈消費者庁〉

不当表示等に対する行政の監視指導態勢の強化や表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の確立等を内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月に成立・公布され、同年12月1日に施行した。さらに、景品表示法への課徴金制度導入を内容とする、同法改正案を第187回臨時国会に提出し、同年11月に成立・公布された。現在、施行に向けて準備を進めている。(5-3)-⑤)

#### 【犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進】〈内閣府〉

犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）」に合わせ、中央及び複数の地域で、関係省庁、犯罪被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等と協力し、啓発事業を実施している。(5-6)-③)

### 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

#### 【水際対策の推進】〈法務省・警察庁・海上保安庁〉

事前旅客情報(API)、乗客予約記録(PNR)、外国人の個人識別情報及びICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を活用し、厳格な入国審査を実施しているほか、直行通過区域を有する主要空港において同区域におけるパトロール活動を行うとともに、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。

また、海上保安庁では巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒や外国からの入港船舶に対する厳格な立入検査を実施している。(6-1)-①・②)

#### 【不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進】〈法務省〉

在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された中長期在留者に係る「事実の調査」や在留資格取消手続の的確な実施等、偽装滞在者対策を推進している。

また、「摘発方面隊」による摘発を推進しているほか、退去強制令書が発付された者については、チャーター機を活用するなどして安全かつ確実な送還を実施している。(6-2)-①)

### 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

#### 【地方警察官の増員等の人的基盤の強化】〈警察庁〉

平成26年度において、警察庁職員の増員(112人)を措置するとともに、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員(450人)を措置した。

また、27年度において、警察庁職員の増員(98人)を措置するとともに、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、地方警察官の増員(1,020人)を措置し、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員(360人)を措置した。(7-1)-①)

#### 【治安関係機関の増員等の人的基盤の強化】〈法務省・公安調査庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁〉

平成26年度において、危険ドラッグ対策のための緊急増員(税関43人、関税中央分析所2人)を措置した。さらに、危険ドラッグ対策における取締体制の強化のため、麻薬取締官を緊急増員し、地方厚生局に29名配置した。

また、25年度補正予算及び26年度において、尖閣領海警備専従体制の確立に向け、新たに就役する巡視船に配置する乗組員等及び海上における治安対策等を強化するために配置する要員の増員（626人）を措置している。さらに、27年度において、戦略的海上保安体制の構築のための要員、海上保安を巡る諸課題へ対応するための要員として、435人の増員を措置した。

その他、26年度に続き、27年度において、検察庁職員（233人）、矯正官署の職員（矯正研修所7人、矯正管区10人、刑事施設348人、少年院45人及び少年鑑別所22人）、更生保護官署の職員（地方更生保護委員会6人、保護観察所23人）、地方入国管理局等の職員（227人）、税関職員（222人）、公安調査局等の職員（38人）の増員を措置した。（7-（1）-②）

**【生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備】〈警察庁・海上保安庁〉**

警察活動を迅速かつ的確に行うため、平成27年度において、警察用車両、航空機、船舶等の整備に係る経費（9,431百万円）を措置した。

また、海上保安体制の強化のため、26年度補正予算において、巡視船艇12隻（うち継続5隻）及び航空機2機（うち継続0機）の整備等に係る経費（13,322百万円）を措置し、27年度においては、巡視船17隻（うち継続17隻）及び航空機6機（うち継続6機）の整備に係る経費（19,085百万円）を措置したほか、航空基地施設整備に係る経費（60百万円）が復興庁により一括計上された。（7-（1）-③）

**【重要無線通信妨害対策の推進】〈総務省〉**

重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、妨害原因排除のための迅速な出動体制を維持している。（7-（1）-⑪）

**【死因究明体制の強化】〈内閣府〉**

死因究明等推進会議決定に基づく死因究明等推進計画検討会を平成24年10月以降18回開催し、26年4月に最終報告書を取りまとめ、同年6月、死因究明等推進会議において死因究明等推進計画の案を作成し、死因究明等推進計画を閣議決定した。

さらに、「死因究明等の推進に関する法律」失効後の政府における施策の推進体制について、同年9月、閣議決定するとともに、内閣府に死因究明等施策推進室を設置し、関係省庁との連絡会議を定期的で開催するなど、関係省庁間の緊密な連携・協力を図っている。また、関係省庁と連携して、関係機関・団体等に対し、地方の状況に応じた死因究明等施策の検討を目的とした、死因究明等推進協議会（仮称）設置への協力を依頼している。（7-（1）-⑫）

**【客観的な証拠収集方法の整備】〈警察庁・法務省〉**

平成26年度において、犯罪関連情報の更なる有効活用を図るとともに、捜査支援のための各府省庁や民間企業への働き掛けにおける取りまとめ機能を強化するため、警察庁に「捜査支援分析管理官」を新設するとともに、同年及び27年度において、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員の増員（26年度：20人、27年度：16人）を措置した。

また、同年度において、DNA型鑑定基盤の強化に要する経費（4,228百万円）を措置するとともに、同年度普通交付税においてDNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費を措置した。

さらに、法務省においても、検察庁におけるデジタル・フォレンジックに係る経費を始めとした客観的な証拠収集方法の整備に係る経費（1,194百万円）を措置した。（7-（2）-②）

**【携帯電話の GPS 位置情報に係る捜査の実効性の確保】 <警察庁・総務省>**

携帯電話の GPS 機能を利用した位置情報の取得について、捜査の実効性確保の要請を踏まえ、総務省の研究会において検討を行い、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を行った。(7-(3)-①)